

平成31年度両立支援等助成金

※生産性要件を満たした事業主は< >の額を支給。 下線部は改正部分。

育児休業等支援コース

育児休業の円滑な取得・職場復帰のため次の取組を行った**中小企業事業主**に支給する。①**育児取得時** ②**職場復帰時**：「育児復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業の取得・復帰に取り組んだ場合

<職場支援加算>：育児取得者の業務を代替する職場の労働者に、業務代替手当等を支給するとともに残業抑制のための業務見直しなどの職場支援の取組をした場合

③**代替要員確保時**：育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた場合

<有期契約労働者加算>育児休業取得者が期間雇用者の場合

④**職場復帰後支援**：法を上回る子の看護休暇制度(A)や保育サービス費用補助制度(B)を導入し、労働者が職場復帰後、6ヶ月以内に一定以上(A:20時間、B:3万円)利用させた場合

①育児取得時	28.5万円<36万円>	
②職場復帰時	28.5万円<36万円>	職場支援加算19万円<24万円>
③代替要員確保時 (1人当たり)	47.5万円<60万円>	有期労働者加算9.5万円<12万円>
④職場復帰後支援	28.5万円<36万円>	A 看護休暇制度 1,000円<1,200円>×時間 B 保育サービス費用 実支出額の2/3補助

※①②は1企業2回まで(無期雇用者、有期雇用者)支給。③は1企業当たり1年度10人まで5年間支給。

④A・Bは最初の支給申請日から3年以内に5人まで。さらに、1企業当たりAは200時間<240時間>、Bは20万円<24万円>が上限。

介護離職防止支援コース

「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ**中小企業事業主**、または**介護のための柔軟な就労形態の制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主**に支給する。

①対象労働者が介護休業を合計14日以上取得し、復帰した場合

②介護両立支援制度：**介護のための柔軟な就労形態の制度**(*)を導入し、合計42日以上利用した場合

①介護休業	②介護両立支援制度
取得時：28.5万円<36万円> 復帰時：28.5万円<36万円>	28.5万円<36万円>

※①②とも1企業1年度5人まで支給。(2020年度までの時限措置予定)

(*)所定外労働の制限、時差出勤、深夜業制限、短時間勤務、**介護のための在宅勤務、法を上回る介護休暇、介護フレックスタイム制、介護サービス費用補助**

事業所内保育施設コース

労働者のための保育施設の設置、運営等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を10年間助成する。(※「企業主導型保育事業」(内閣府)の実施期間中は、新規受付を停止しているため、平成27年度末までに計画認定を受けた事業主が支給対象。)

出生時両立支援コース

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上(中小企業は連続5日以上)の育児休業等を取得した男性労働者が生じた**事業主**に助成する。

	中小企業	中小企業以外
①1人目の育児取得	57万円<72万円>	28.5万円<36万円>
②2人目以降の育児取得	5日以上 14.25万円<18万円> 14日以上 23.75万円<30万円> 1ヶ月以上 33.25万円<42万円>	14日以上 14.25万円<18万円> 1ヶ月以上 23.75万円<30万円> 2ヶ月以上 33.25万円<42万円>
③育児目的休暇の導入・利用	28.5万円<36万円>	14.25万円<18万円>

※①は当該事業主の下で初めて生じた育児休業取得者。②は1企業当たり1年度10人まで支給。(支給初年度のみ9人まで。支給初年度において①に該当する労働者がいない場合は、②のみの支給)。過去に男性の育児休業取得実績がある企業も対象。③は1企業1回まで。

※①～③は、いずれも2020年までの時限措置の予定。

再雇用者評価処遇コース(カムバック支援助成金)

妊娠、出産、育児、介護または**配偶者の転勤**等を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、従来の勤務経験が適切に評価・処遇される再雇用制度を導入し、希望する者を採用した**事業主**に支給する。

	中小企業	中小企業以外
①再雇用者1人目	38万円<48万円>	28.5万円<36万円>
②再雇用者2～5人目	28.5万円<36万円>	19万円<24万円>

※上記の額を、継続雇用6ヶ月後・継続雇用1年後の2回に分けて、半額ずつ支給。
※退職後1年以上経過している者を再雇用し、無期雇用者として継続雇用した場合に支給。

女性活躍加速化コース

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」及びその達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定し、目標を達成した**中小企業事業主**に支給する。 ※中小企業事業主：常時雇用する労働者が300人以下の事業主

①2つ以上の取組目標の達成時	38万円<48万円>
②数値目標の達成時	28.5万円<36万円>
女性管理職比率が基準値以上に上昇	47.5万円<60万円>

※助成対象となる目標
・女性の積極採用
・女性の配置・教育訓練等
・女性の積極登用等
・多様なキャリアコース